様式ID	NTA1TEZ130010050

★

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

年　月　日 提出

所轄外提出先				税務署長	提出理由		
提出先	F01			税務署長	【個人】フリガナ（屋号）	K03	
法人番号	F02				【個人】屋号	K04	
フリガナ	F03				【法人】フリガナ（代表者氏名）	H06	
氏名又は名称	F04				【法人】代表者氏名	H07	
住所又は居所【法人】本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	—		電話番号	F07	— —
	住所地等	F06					
【法人】代表者住所	H08				代表者電話番号	H09	— —

□　年　月　日以後保存等を行う国税関係帳簿について、法第８条第４項の特例の適用を取りやめますので、規則第５条第２項の規定により届け出ます。

・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：　年　月　日

□　年　月　日以後保存等を行う次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧法第７条第１項の規定により届け出ます。

1　電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類 根拠税法	帳簿書類の種類 名称等	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	納税地等（上段）保存場所（下段）
		年　月　日	□ 電磁的記録 □ COM □ スキャナ	
		年　月　日	□ 電磁的記録 □ COM □ スキャナ	
		年　月　日	□ 電磁的記録 □ COM □ スキャナ	
		年　月　日	□ 電磁的記録 □ COM □ スキャナ	
		年　月　日	□ 電磁的記録 □ COM □ スキャナ	

2　電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

3　その他参考となる事項

「旧法第４条第３項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」

（□ 保存している　・□ 廃棄した ）

税理士署名	R01	

通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
	F12					

「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」及び「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領

この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。

① 特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第８条第４項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用をやめようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合。

※ 特例国税関係帳簿‥電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第５条第１項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿をいい、具体的には、以下のものをいいます。

- 所得税法施行規則第 58 条第１項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）
- 法人税法施行規則第 54 条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）
- 消費税法第 30 条第７項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第２項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の２第２項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿

（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ③ 所得税法第２条第１項第 19 号（定義）に規定する減価償却資産及び同項第 20 号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

② 所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」といいます。）により電磁的記録若しくはCOMによる保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている国税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は国税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合。

1　届出期限

法第８条第４項の過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨を届け出た特例国税関係帳簿について特例の適用をやめようとする場合又は旧法の承認を受けている帳簿書類について電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長等（(注) 参照）に提出してください。

(注) １　届出者（保存義務者）が特例国税関係帳簿について、法第８条第４項の過少申告加算税の軽減措置の適用又は旧法の電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長（その帳簿が消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされるもののうち課税貨物の引取りに係る一定のもの又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和３年財務省令第 25 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第２条（税関長が所轄庁となる場合）に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長）となります。

２　届出者（保存義務者）が旧法の電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る国税の納税者でないときは、対応業務（国税に関する法律の規定により、その帳簿書類を保存しなければならないこととされている業務をいいます。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を所轄する税務署長となります。

2　提出先

(1) 届出者が本規定の適用をやめようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合　納税地等を所轄する税務署長

(2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき　当該所轄外税務署長

3　各欄の記載要領

(1) 特例国税関係帳簿について、法第８条第４項の過少申告加算税の軽減措置の適用をやめようとする場合

「…規則第５条第２項の規定により届け出ます。」の□（チェック欄）にレ印を付して表示し、取りやめようとする年月日を記載してください。

また、法第８条第４項の過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

(2) 旧法により電磁的記録等による保存等の承認を受けている帳簿書類について、電磁的記録等による保存等をやめようとする場合

「…旧法第７条第１項の規定により届け出ます。」の□（チェック欄）にレ印を付して表示し、取りやめようとする年月日を記載してください。

また、各項目の各欄について記載してください。

項目	欄	記載要領
－	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
１	帳簿書類の種類	「根拠税法」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。 なお、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法）の複数の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」（又は「所得税法及び消費税法」）と記載してください。
		「名称等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項）を次のように記載してください。 （記載例） １　仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳 ２　仕訳帳（本店及び○○支店）、△△支店の売掛金元帳 ３　注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し ４　注文書の写し（本店及び○○支店）、△△支店の領収書の写し ５　注文書、納品書、見積書、請求書 ６　注文書（本店及び○○支店）、△△支店の納品書
	当初の承認を受けた年月日等	電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。
	保存方法	電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存等をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。 なお、旧法第５条第３項（（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更））の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、旧法第４条第１項（（帳簿の場合））又は第２項（（書類の場合））の承認も併せて取りやめるときは、「電磁的記録」及び「COM」の両方の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に旧法第４条の承認年月日と旧法第５条第３項の承認年月日を併記してください。
	納税地等（上段）及び保存場所（下段）	電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る納税地等及び保存媒体の保存場所を記載してください。
２	電磁的記録等による保存等をやめようとする理由	電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。
３	その他参考となる事項	旧法第４条第３項の承認を受けている書類について電磁的記録の保存をやめようとする場合は、当該電磁的記録の基となった書類の保存の状況について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。 なお、基となった書類を一部でも廃棄している場合は、「廃棄した」にチェックしてください。

【注意事項】

1　旧法第４条第１項、旧法第４条第２項、旧法第５条第１項及び旧法第５条第２項の承認を受けている帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの場合

　この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録等による保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますのでご注意ください。

2　旧法第４条第３項の承認を受けている書類の電磁的記録による保存の取りやめの場合

　基となった書類を一部でも廃棄している場合は、現在保存している電磁的記録を今後も保存する必要がありますのでご注意ください。